

平成29年度

第1回 北多摩北部保健医療圏
地域保健医療推進プラン改定作業部会

会 議 録

平成29年10月30日
多摩小平保健所

1 開催日時 平成29年10月30日(月曜日)
午後1時15分から午後2時45分まで

2 会場 多摩小平保健所 2階大会議室

3 北多摩北部地域保健医療協議会 地域保健医療推進プラン改定作業部会委員

氏名	現職
奥村 秀	一般社団法人小平市医師会長
久保 秀樹	公益社団法人東村山市医師会長
浅野 幸弘	公益社団法人西東京市歯科医師会長
石塚 卓也	一般社団法人東村山市薬剤師会長
松本 潤	公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター院長
金子 恵一	社会福祉法人小平市社会福祉協議会長
大山 房七	北多摩北部食品衛生協会会長
上木 隆人	公衆衛生活動研究所長
奥澤 康司	元東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長
望月 正敏	公募委員
武藤 眞仁	小平市健康・保険担当部長
内野 寛香	東久留米市福祉保健部長
大久保 仁恵	東京都多摩小平保健所長

(敬称略)

4 欠席委員

・望月委員

5 代理委員

・小平市 永井健康推進課長 (武藤委員代理)

6 出席保健所職員

- ・新井企画調整課長
- ・小川生活環境安全課長
- ・森田保健対策課長
- ・田村歯科保健担当課長
- ・筒井地域保健推進担当課長

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 保健所長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 保健所幹部職員照会
- 5 部会長選出
- 6 議 事
 - (1) 最終評価（案）について
 - (2) 改定プランの策定方針等について
 - (3) 改定作業の進め方について
 - ア 章立て・個別プラン項目（案）について
 - イ 今後のスケジュール（案）について
 - ウ 意見・提案等提出依頼について
 - (4) その他
- 6 閉 会

開会：午後1時15分

【新井企画調整課長】 それでは、お時間になりましたので、ただ今から平成29年度第1回地域保健医療推進プラン改定作業部会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、部会長の選出までの間、司会進行を務めさせていただきます多摩小平保健所企画調整課長の新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、多摩小平保健所、大久保所長よりご挨拶申し上げます。

【大久保多摩小平保健所長】 皆様、こんにちは。多摩小平保健所長の久保でございます。本日は大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。

平成25年度から本年29年度までが計画期間となっております現在の地域保健医療推進プランでございますが、今年度、計画の進捗状況や成果を総括して、最終評価をするとともに、次期プランの改定作業を進めていくということで、本日、第1回改定作業部会を開催させていただくところでございます。皆様におかれましては、大変お忙しい中にも関わらず、改定作業部会の委員を快くお引き受けいただきまして心から感謝申し上げます。

最終評価を適切に行い、新たな計画が圏域全体の地域住民の皆様にとって、より健康で安全・安心な生活につながっていく、よりよい推進プランとなりますよう、ぜひ委員皆様のお知恵とお力をお借りしたく存じます。お忙しい中、委員の皆様にはご負担をおかけするところでございますが、できるだけ効率のよい検討ができますよう事務局として心がけてまいりますので、何とぞご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。本日の改定作業部会、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。以降、着座にて進めさせていただきます。

次第3の委員の紹介に入らせていただきます。本日は最初の改定作業部会となりますので、各委員のご紹介をさせていただきます。机上にお配りしました座席表と出席者名簿をご覧ください。窓際の事務局側からご紹介してまいりたいと思います。

では、小平市医師会長、奥村委員でございます。

【奥村委員】 奥村です。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 久保委員がまだお見えになっておりませんので、次に行かせて

いただきまして、西東京市歯科医師会長、浅野委員でございます。

【浅野委員】 浅野でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 東村山市薬剤師会長、石塚委員でございます。

【石塚委員】 石塚でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 東京都保健医療公社多摩北部医療センター院長、松本委員でございます。

【松本委員】 松本でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 小平市社会福祉協議会会長、金子委員でございます。

【金子委員】 金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 北多摩北部食品衛生協会会長、大山委員でございます。

【大山委員】 大山です。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 公衆衛生活動研究会代表理事、上木委員でございます。

【上木委員】 上木でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 元東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長、奥澤委員でございます。

【奥澤委員】 奥澤でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 小平市健康・保険担当部長、武藤委員の代理で、永井健康推進課長でございます。

【武藤委員代理（永井）】 永井でございます。本日は武藤の代理で参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 東久留米市福祉保健部長、内野委員でございます。

【内野委員】 内野でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 そして、多摩小平保健所長、大久保でございます。

【大久保委員】 よろしくお申し上げます。

【新井企画調整課長】 なお、公募委員の望月委員からは、所用により欠席とのご連絡をいただいております。また、協議会の手島会長もご出席いただける予定でしたが、本日、欠席のご連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

次に、保健所幹部職員の紹介に移らせていただきます。

生活環境安全課長の小川でございます。

【小川生活環境安全課長】 小川でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 保健対策課長の森田でございます。

【森田保健対策課長】 森田でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 歯科保健担当課長の田村でございます。

【田村歯科保健担当課長】 田村です。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 地域保健推進担当課長の筒井でございます。

【筒井地域保健推進担当課長】 筒井でございます。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 次に、本日の資料の確認をさせていただきます。座席表、出席者名簿の他に、ダブルクリップで留めましたA4判の資料とA3判の資料がございます。A4判の資料は、本日の会議次第の他、資料4を除きまして、1から12までの資料がございます。資料の右肩に資料番号をつけてございますのでご確認ください。A3判の資料4につきましても、地域保健医療推進プラン取組状況報告一覧でございますけれども、量が多いのでホチキスで4部に留めてございます。よろしくお願いいたします。

ただ今、東村山市医師会長の久保委員がおいでになりましたので、ご紹介したいと思います。東村山市医師会長、久保委員でございます。

【久保委員】 遅くなって申しわけありませんでした。久保です。よろしくお願いいたします。

【新井企画調整課長】 よろしくお願いいたします。

先ほど説明いたしました資料の他には、こちらの北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランの冊子、会議用を机の上に置いてございますので、ご確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

本日の会議並びに会議録、そして会議に係る資料は、協議会設置要綱によりまして原則公開することとなっております。ただし、資料4につきましては、各実施主体の自己評価が記載されてございますので、委員限りの資料とさせていただきます。

また、会議録は後日、保健所のホームページに掲載することとなっております。

また、記録広報用に、事務局が会議中の写真撮影をさせていただきますので、併せてご了承いただきたいと思っております。

続きまして、次第の5、部会長の選出でございます。資料2の地域保健医療協議会設置要綱第7の3の規定によりまして、部会長は部会を統括するということになってございまして、委員の互選により定めることとなっております。どなたか、ご推薦はございませんでしょうか。

奥村委員、お願いします。

【奥村委員】 それでは、ご経験豊富な上木委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【新井企画調整課長】 それでは、上木委員に部会長をお願いするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新井企画調整課長】 ありがとうございます。それでは、上木委員に部会長をお願いしたいと思います。部会長席へ移動をお願いいたします。

(上木委員、部会長席へ移動)

【新井企画調整課長】 それでは、上木部会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【上木部会長】 ただ今選任していただきました上木でございます。今までも健康なまち・地域ケア部会の部会長などを務めてまいりましたが、今度は改定部会の部会長ということで、皆様のご協力を得て、何とか責務を果たしていきたいと思ひます。

北多摩北部保健医療圏の計画は、動きをつくるプランということで、他の圏域ではあまり使われていない言葉が使われております。ぜひ、この改定に当たって、皆様ご自身、また関係の団体、そして市民の皆さんが、動きをつくるということで健康づくりに取り組んでいけるような、そういうきっかけになるような計画を作っていけたら良いのではないかとと思っております。

短い時間ではございますが、ぜひ皆様から多くのご意見を出していただき、内容のある計画にしていければと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

【新井企画調整課長】 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は上木部会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【上木部会長】 では、早速ですが、議事に基づいて進めてまいりたいと思ひます。

まず最初は、現在の計画の最終評価ということで、最終評価の案について、事務局から説明をお願いいたします。

【新井企画調整課長】 それでは、現行プランの最終評価案についてご説明いたします。

まず、資料についての説明をしたいと思ひます。資料3は、各市と保健所から提出された最終評価の達成度、星の数で示されたものを平均しまして、まとめたものになります。

全体としては、資料3の1枚目に記載してございますように、星4つの「順調」と評価されているものが7項目ございまして、それ以外は全て「ほぼ順調」となっております。中間評価よりも「順調」と評価されたものが3つ増えており、中間評価以降、計画期間の後半も少しずつ取組が進展したということが伺える内容になってございます。

これを部会ごとに見てみますと、1枚目の表にございますように、健康なまち・地域ケア部会では、22のプランの中で2項目が「順調」と評価されております。それ以外は「ほぼ順調」。くらしの衛生部会では、「順調」と評価されているのは4項目。それ以外は「ほぼ順調」。それから、地域医療システム化推進部会では、1項目が「順調」と評価されているという内容になってございます。

次に、A3判の資料4でございますが、こちらは個別プランの各実施主体の取組を記載した一覧になってございます。今回は市と保健所以外の実施主体にも調査を行ってございまして、各ページの裏面に、市、保健所以外の実施主体の取組が記入されてございます。後ほどご説明したいと思います。

また、資料5を用意してございますが、こちらは当圏域内での独自の取組となります動きをつくるほくほくプランにつきまして、先ほどの全体の評価の中にも含まれておりますけれども、特にこの5つの項目について細かく書かれた資料をおつけしてございます。

まず最初に、第1章の取組について、幾つか選んで説明していきたいと思っております。資料3の2ページ、3ページをご覧ください。今、説明しました3つの資料を順次説明していくこととなりますが、第1章についてご説明していきたいと思っております。この資料の2ページには各プランの最終評価が書かれてございますが、順調に進行したというプランにつきましては、第1章第1節の6番目にあります「母子保健福祉対策」の中の「児童虐待対策の推進」がまず1項目。その次に、7の中の「ライフステージに沿った歯と口腔の健康づくりの総合的な推進」。この2項目が順調に進捗したプランということになります。この中で中間評価から評価を上げているものとしましては、「児童虐待対策の推進」でございまして、一番右側に評価のポイントがございまして、「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業の実施や各関係機関との連携により、要支援家庭の早期発見・早期支援につなげた」となっております。

もう少し細かい資料をご覧いただきたいのですが、資料4をご覧いただきたいと思っております。先ほどもご説明いたしましたが、今回、新たに調べました市と保健所以外の実施主体の、医師会や商工会、市民などの取組について紹介していきたいと思っております。次の

ページになりますが、市と保健所の取組の裏面、2ページをご覧ください。こちらは「生活習慣病予防」の取組になりますけれども、この項目に回答いただいたものをそのページに載せているということでございますが、次の項目の「糖尿病・メタボリックシンドローム予防」と重なっている取組や、たばこ対策などの取組も中には含まれておりますけれども、こちらにもありますとおり、東村山市商工会や第一屋製パン健康保険組合、それから市民の立場で、公募委員からご回答をいただいております。東村山市商工会からは、健康診断や人間ドックの取組を紹介いただいておりますし、第一屋製パン健康保険組合からは、特定健康診査や特定保健指導の実施率が、毎年向上していることが紹介されております。

また、公募委員からは、禁煙キャラバンとしまして、健康づくり推進員が中心となって、小学校の4年生を対象に、紙芝居を通じてたばこの害について学習する取組や、元気plus+カード利用店の開拓、元気plus+カードの市民への紹介と取得推進の取組。あるいは、しおかるくるめスープのレシピを家庭や地域に広める取組をしているということで紹介いただいております。一番最後には、健康寿命の延伸には、ライフステージの早い段階から、ロコモティブシンドローム、フレイルなどの予防を意識した健康づくりへの取組が重要であるとして、予防分野の取組についても具体的な方向性を盛り込んでいく必要があるというご意見もいただいております。

第1章については、これ以降50ページまでございます。ホチキス留めでは第1節と第2節で分けてございますけれども、かなりボリュームのあるものでございます。いろいろな実施主体から取組をご回答いただきましたので、幾つか抽出してご紹介します。次にご覧いただきたいのは10ページでございます。プランとしましては「こころの健康づくり対策の推進」という項目になりますが、東村山市立回田小学校のスクールカウンセラーによる全員面接の実施や、立川労働基準監督署からは、ストレスチェック制度の周知、指導の取組などが紹介されてございます。

また別の実施主体としましては、26ページをご覧いただきたいと思っております。資料がいろいろ飛びまして申し訳ありませんが、「口腔機能向上のための取組の推進」でございます。こちら、いろいろな実施主体からご回答いただいておりますけれども、医師会や歯科医師会の取組として、市民講座や研修会、症例検討などの取組が紹介されてございますし、小平市社会福祉協議会からは、歯科衛生士によるブラッシング指導の定期的な実施などの取組が紹介されてございます。

また別の実施主体としましては、30ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらは「認知症の方や家族を支える地域の保健医療福祉ネットワークの充実」という項目について、西東京市医師会からは、認知症のサポート医を増やす取組、それから、市民としまして公募委員の小山委員からは、認知症サポーターのキャラバンメイト養成の取組をご紹介いただき、次にご意見として、認知症サポーターに対するフォローアップとして、例えば認知症高齢者声かけ訓練などを地域の商店街の方たちと一緒に企画・実施していくというようなご意見もいただいております。

また別の実施主体としましては、32ページ、「高齢者虐待防止の推進」という項目について、小平市社会福祉協議会から、関係者からの相談を通して、虐待の早期発見、予防に取り組んだというような取組の紹介。

それから、44ページもご覧いただきたいんですが、「精神障害者の地域支援の推進」という項目について、国立精神・神経医療研究センター病院家族会むさしの会からご回答いただき、年8回行われている学習会や、年120件相当の相談対応、それから精神障害についての理解への啓発・推進、訪問看護事業などを行っているという報告をいただいております。

最後にもう1項目ご紹介したいんですが、50ページをご覧ください。「在宅療養支援体制の確立」という項目では、東村山市医師会、清瀬市医師会等々から、在宅療養支援体制の確立、会議体の設置などのご回答をいただいております。

資料4は以上です。次に資料5をご覧ください。こちらは、先ほど申し上げましたように、動きをつくる健康ほくほくプランの項目でございますが、表紙を1枚めくっていただいて裏面でございますが、「たばこの害をなくそう」という取組でございます。こちらの用紙の右側に、平成25年度から平成29年度の取組状況が書かれておりますが、平成29年度になりまして加わった部分、追加された部分としては、下線が引かれている内容になります。市の取組としましては、禁煙外来の情報提供や禁煙相談を実施した。この取組以外に、他の実施主体からの取組として、医師会の取組としては、COPD検診を開始したですとか、学校の取組としては、薬剤師と連携し小学校5年生、6年生の児童及び保護者を対象に、薬物乱用防止教室、禁煙教室を実施したということが加えられてございます。

次のページにあります「こころの健康づくりを進めよう」も同様に記載されておりました、保健所の取組として、「もやもやしたら…相談してみようよ」の簡易版を作成、配布した。それ以外には、学校の取組としまして、スクールカウンセラーによる全員面接。

それから、労働基準監督署としまして、ストレスチェック制度の周知・指導。そして、医療機関からは、精神科相談ガイドブックの作成、それと一般医療機関と精神科医療機関の連携強化ということが加えられてございます。

雑駁でございますが、第1章の評価についてご説明いたしました。今後の取組を活性化するような評価となるように、お知恵をお貸しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【上木部会長】 ありがとうございました。

ただ今、第1章の最終評価をご説明いただきました。今回は、各関係団体の動き、取組状況も併せて調査をして、ただ今報告がありましたように、各関係団体の状況報告もしていただきました。いろいろな対策や取組の報告があり、大変良かったかと思いますが、今の報告について何かご質問またはご意見などがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご報告された団体の方、何か追加などございましたら、この際、もう少し具体的なお話をされてもよろしいかと思えます。

どうぞ。

【奥村委員】 口腔ケアというのは今、大変重要な位置づけになっておりますけれども、医師会ではあまり把握できないことが、歯科衛生士さんの現状です。ここには西東京市歯科医師会長さんがいらっしゃいますけれども、例えば西東京市では、市で雇用されている歯科衛生士さんは何名ぐらいいるのか。それは常勤なのか、非常勤なのか。そして、このような対策に積極的にかかわれる歯科衛生士さんというのはどのぐらいいらっしゃるのかということをお聞かせいただければと思います。

【上木部会長】 質問ということですが、よろしいですか。

【浅野委員】 西東京市の行政では、常勤の歯科衛生士の方はいらっしゃらないで、非常勤ということで、健康推進課に1名歯科衛生士さんがいるんですけども、まだ正式雇用というわけではありません。非常勤の方は15名から16名いらっしゃいますが、大体健診の、1歳半は個別なので、3歳児健診やひいらぎ健診等の行政の健診のときについて口腔衛生指導をしております。ということで、常勤は今のところいらっしゃらないということです。

【奥村委員】 二次医療圏ではどうでしょうか。

【新井企画調整課長】 では、歯科保健担当課長からご説明いたします。

【田村歯科保健担当課長】 歯科保健担当課長の田村です。管内5市の中で、常勤でいらっしゃるののは東村山市だけになりまして、他の4市は、先ほど浅野会長がおっしゃったように、非常勤もしくは嘱託で1名、2名いらっしゃるという形が管内5市の状況となっております。主に乳幼児健診の部分を中心に担当されておりますので、在宅高齢者等の口腔ケアの部分にはそれほど関与されていないという状況になっております。

【奥村委員】 今、私が申し上げたのは、もちろん小さいお子さんも大事なんですけれども、やはり摂食嚥下に関わって誤嚥性肺炎や、生活習慣病の予防にも口腔ケアというのは大変重要な位置づけになっていますので、もう少しそちらのほうに行政が顔を向けて、歯科衛生士さんの雇用というものを考えていただけたらと思っています。ぜひ部会長を通して、行政にハッパをかけていただきたいと思います。

【上木部会長】 要望ということで発言がありましたので、事務局で今後、案の中にもどのように盛り込んでいくのか検討してください。

【新井企画調整課長】 その基になるのは、やはりこのような歯科関係の事業が、取組が膨らんでいくということだと思いますので、その点も心がけていきます。

【上木部会長】 あと、摂食嚥下の「摂食」が、文字が接するほうの「接触」になっていたりしますので訂正しておいてください。

【新井企画調整課長】 訂正いたします。済みません。

【上木部会長】 では、次に参りたいと思います。第2章の説明をお願いします。

【新井企画調整課長】 それでは、同様に説明してまいりたいと思います。資料3をご覧ください。第2章の部分は4ページになります。全体として「順調」と評価されたものは、まず「食品の安全確保の推進」。そして、次の項目の、「環境衛生営業施設の科学的監視の充実」。それから、アレルギーの項目で、「アレルギー疾患の日常生活管理に関する普及啓発・情報提供」。そして、感染症の項目の中の、「地域における結核患者の早期発見とDOTSの推進」でございます。

中間評価から評価が上がったものとしましては、「環境衛生営業施設の科学的監視の充実」でございます。こちら、評価のポイントをご紹介しますと、「理・美容所における器具消毒用エタノールの交換時期を視覚的に判別できる「簡易浮標」を作成し、営業者に対する監視指導に導入した」というふうにまとめてございます。

次に、資料4でございますが、第2章は51ページ以降ということになります。こちらで、市と保健所以外の実施主体からご回答いただいたものとしましては、52ページにな

りますが、「新型インフルエンザ等対策の推進」がございます。多摩北部医療センターからの回答ということで、行動計画・マニュアル等の策定、職員に対する教育・普及活動。その中には、発生時の訓練なども含めて記載されてございます。

次に、66ページになります。「アレルギー疾患の日常生活管理に関する普及啓発・情報提供」としまして、東村山市立回田小学校からの回答がございまして、アレルギー対策の実施としまして、アレルギー対策委員会の定例実施ですとか、関係機関と連携した支援体制と給食献立、配膳、事故発生時の対策ですとか、市の教育委員会の学務課保健給食との連携などの項目を報告していただいております。

もう1点ございまして、70ページをご覧ください。「医療機関・学校・施設等との連携強化による感染症基盤整備の推進」でございます。多摩北部医療センターからは、感染症患者発生時の速やかな保健所への届出や院内感染症対策の徹底、新たな感染症発生時の医療体制などをご報告いただいております。また、東村山市立回田小学校からは、インフルエンザ、O157の対策としまして、日頃の健康管理、感染症対策としての予防、それから、感染したときの処置、医療の受診等保健体育の学習を通して実施してきたということ。それから、きめ細かな健康カードの活用により、健康管理と感染予測ができるようにして、学級閉鎖を減らすことができたという報告をいただいております。

次に、資料5でございますが、第2章につきましては、新型インフルエンザと食の安全確保がございます。2枚目の裏側をご覧くださいんですけども、「新型インフルエンザに備えよう」としまして、医療機関の取組、一番下にございますが、「新型インフルエンザ等対応マニュアルに基づき、新型インフルエンザ発生時を想定した流行段階別訓練を実施した」というものが加えられてございます。

また、「食品の安全確保」の項目としましては、次のページになりますけれども、保健所の取組の一番下に、学園祭模擬店で食品を提供する際の留意事項をまとめた動画を作成し、YouTubeで配信したという項目をつけ加えさせていただきます。

第2章につきましては以上でございます。

【上木部会長】 ありがとうございます。

第2章は生活衛生、環境関係ということで、関係する団体も少なくなっておりますが、いろいろな取組を報告していただきました。何かご質問またはご意見がありましたらお願いします。

【奥村委員】 食物アレルギーに関してですが、皆さんがご存じかどうかと思って確認

です。公立昭和病院の近隣の小学校では行っていると思いますが、公立昭和病院の小児科の大場先生が、食物アレルギーのエピペンを使って良いかどうか迷ったらすぐ直接問い合わせることができるという対策を行っています。そこに相談して、エピペンを使用するという取組があります。

【上木部会長】 ご紹介ありがとうございます。それは、小平市では取り入れているのですか。

【武藤委員代理（永井）】 小平では行っています。申し訳ありませんが、他市の状況は把握しておりません。

【新井企画調整課長】 失礼しました。次の項目の第3章のところで報告しようと思っておりました。今ご紹介しますと、動きをつくる健康ほくほくプランの資料5でございますが、その一番最後に「子供の急なけがや病気にあわてないために」という項目がありますけれども、こちらの平成25年度から平成29年度の間での医療機関・医師会の取組の中に、市・医師会・病院の三者間で覚書を締結し、小児アナフィラキシーホットラインというものの設置ということで、後ほど紹介する予定でした。

【上木部会長】 それは後でもう一度ご説明もあるわけですね。

【新井企画調整課長】 今の内容程度のものになりますが、ご紹介する予定です。

【上木部会長】 では、後ほど説明をしてください。

他にはよろしいですか。

では、次の第3章に参りたいと思います。

【新井企画調整課長】 それでは、第3章、4章、5章をまとめてご紹介したいと思います。資料3では5ページになります。この中で「順調」と評価されたものは、第4章の「人材育成」の中の「研修・教育機能の充実」でございます。こちらは中間評価と比べても評価が上がったものでございまして、評価のポイントとしては、「保健師、関係機関職員、健康づくり推進員などへの研修や、地域ネットワーク強化のための連絡会の開催などにより、研修・教育機能の充実を図った」としてございます。

次に、資料4でございますが、第3章、4章、5章は75ページ以降になります。76ページをご覧ください。疾病別医療連携の「脳卒中医療連携事業の推進」としまして、多摩北部医療センターから、脳卒中に係る医療機関の把握ですとか医療連携リストの作成、関係医療機関への配布、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの連携支援、地域連携クリティカルパスの活用、当圏域内の脳卒中医療連携に関する情報の共有化というのがござ

います。それから、東村山消防署から、東京消防庁の病院端末装置の活用による搬送体制の充実というのが報告されてございます。

次に、78ページが糖尿病医療連携事業でございまして、清瀬市医師会から、糖尿病地域連携登録医療機関数を増やす取組を紹介され、多摩北部医療センターから、糖尿病に係る医療機能の把握や糖尿病の地域連携登録医療機関への登録、糖尿病医療連携に関する情報の共有化、病院管理栄養士等による食事に関する相談・指導という取組が報告されてございます。

また、80ページにがん医療の取組がございまして、公立昭和病院からは、食道癌、胃癌、大腸癌に対する低侵襲治療、胃癌、大腸癌、乳癌についての地域連携パス。それから、多摩北部医療センターからは、相談支援や情報提供の充実、治療の初期段階からの緩和ケアの推進、患者・家族の療養生活の質の向上。それから、地域連携クリティカルパスの活用などによる拠点病院を中心とした地域連携体制の構築。医療従事者向けのがんの早期診断や緩和ケア、専門研修の実施。院内がん登録の実施とか診療体制の確保などを紹介いただいております。

次の取組としましては、82ページの急性心筋梗塞医療の取組も同様に、公立昭和病院から、血管造影装置の導入による早期診断や、東村山消防署からは、救急搬送に際して、CCUを設置した医療機関に適切に搬送可能な仕組みの強化を行ったり、患者や家族に対するAEDや心肺蘇生法の講習会の実施を紹介されてございます。

また、他の実施主体としましては、84ページに救急医療提供体制の充実というのがございまして、公立昭和病院からは、東京ルール参加病院の増加。多摩北部医療センターからは、救急医療の提供、救急医療連携の検討、連携への協力。そして、東村山消防署からは、救急車の適正利用についての広報、救急処置の講習会の開催、救急隊員、救急救命士による病院前救護の実施などを紹介されてございます。

次の取組としましては、86ページに「小児初期救急医療提供体制の充実」として、清瀬市医師会からは、医師会内会員小児科医が多摩北部医療センターにて協力を行っている。また、公立昭和病院からは、医師会の準夜応急診療所などとの提携による24時間体制の維持、そして、先ほどの取組と思われます小児アナフィラキシーホットラインの設置と教育の推進。多摩北部医療センターからは、小児医療の提供、小児救急医療体制に協力、参加、充実。東村山消防署からは、東京消防庁救急相談センター#7119の普及啓発。

88ページには、「周産期医療提供体制の充実」という取組として、公立昭和病院から、

GCU3床増床やMF-ICUの29年度末に設置予定。東村山消防署からは、妊婦等の救急搬送に必要な情報収集の充実・活用という取組が報告されてございます。

次の取組としましては、90ページになりますけれども、「医療安全支援センター事業の推進」としまして、各市の医師会などから、研修会や連絡会、患者の声相談窓口の紹介などについて取り組んでいただいている内容が記載されてございます。

92ページには、「医療機関における医療安全確保対策の推進」としまして、小平市医師会、公立昭和病院、多摩北部医療センターから回答をいただいております、所属医療機関及び従事者の意識啓発、組織として医療安全を推進する体制。それから、医療安全確保対策の推進。そして、医療事故等に関する事例の検証、情報共有などの取組を紹介していただき、最後に、98ページには、「災害時医療連携体制の構築」としまして、各市の医師会、医療機関、それから消防署などから、連携体制の構築、訓練、医薬品の備蓄などについてご紹介いただいております。

そして、資料5の一番最後のページになりますが、「子供の急なけがや病気にあわてないために」という取組の中で、医療機関・医師会の取組として、北多摩北部地域平日夜間小児救急医療事業に参画しているということ。それから、先ほど紹介しました小児アナフィラキシーホットラインの取組。そして、消防署の取組として、#7119及び東京版救急受診ガイドを積極的に広報展開し、市民の利用を促進しているという取組を紹介していただいております。

第3章から第5章まで、以上でございます。

【上木部会長】 ありがとうございました。

第3章から第5章までということで、大変内容のある報告でございましたが、皆様から何かご質問がありましたら、どうぞお願いします。また、補足というようなことでもよろしいかと思えます。

どうぞ。

【内野委員】 議事録をお作りになるという観点から、資料3の第2章で達成度をご説明されましたが、第3節のアレルギー疾患対策の推進のところでは、達成度としては、下段の飛散花粉数調査のほうかなと思えました。

【新井企画調整課長】 間違えました。済みません。星が4つの項目を説明しなくてはいけなかったのが、段を間違えて説明してしまいました。申し訳ございませんでした。

【上木部会長】 この部分について、追加説明は特によろしいですか。

【新井企画調整課長】 はい。間違えて項目を紹介してしまったということです。申し訳ございませんでした。

【上木部会長】 分かりました。

何かご質問はございますでしょうか。今までの第1章から含めて、改めて全体を通してということでも結構です。

【奥村委員】 糖尿病に関連することなんですけれども、北多摩北部保健医療圏の中で、公立昭和病院に直接内科の先生から眼底検査で送られてくることがあります。そういう眼底検査だけで来られても、公立昭和病院の眼科では診られないということで、近いうちに、多摩北部医療センターの藤田先生、内分泌代謝科の糖尿病の専門の先生を中心に、糖尿病を診ている先生方を集めて眼底についての説明会を行います。そして、極力地元の眼科医に紹介していただき、そこで何か難しい病気が見つかった場合に公立昭和病院に紹介していただくことにして、直接は公立昭和病院に送らないようにする。おそらく多摩北部医療センターも眼科では直接受けたくないということだと思いますので、そのような取組をこれから行います。

【上木部会長】 もともと糖尿病の網膜症については、いろいろと眼科の先生と他科の主治医の先生の連携が大変大切だと思います。地元の中でうまく連携ができると、それぞれの患者さんにとっても良いのではないかと思います。そのあたりのクリティカルパスの政策は課題がたくさんあると思うのですが、何か追加してご説明などがありますでしょうか。

【奥村委員】 糖尿病を専門にしている先生は、必ず糖尿病手帳というものを患者さんにお渡ししていただいていると思うんですけれども、プライマリーの先生で、特に専門ではない内科の先生は、自分のところに糖尿病手帳がないために、眼底検査を勧めることも少ない。それで、たまたま来られた方でも出血が見つかるということもありますので、糖尿病を診る内科の先生方は、これからはもう少し網膜症について啓発をしていかななくてはいけないと思っていますので、そういう計画もございます。

【上木部会長】 そういう点も、この計画の中に盛り込めないかということですか。

【奥村委員】 そうですね。それを松本先生も、藤田先生に聞いていただいて、今、そのことを取り組もうとしていますので。現在、二次医療圏の北多摩北部の中で、藤田先生が委員長です。

【松本委員】 当院の内分泌代謝科部長の藤田という者が中心になって、北多摩北部で

DMネットワークというものを作り活動しております。そういう話も一応聞いておりますので、今後もそれを続けていけると思っています。

【奥村委員】 よろしくお願ひします。

【上木部会長】 今後、具体的に文章を作っていくときに、うまく盛り込めるようでしたら、ぜひご意見を出していただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。どうぞ。

【奥澤委員】 資料5ですが、これは、最終的には、まとめて公開していく、報告していくという内容ですよね。それで、この中の「こころの健康づくりを進めよう」という、保健所の取組として、小学生、中学生を対象にして、いろいろな資料を作り、リーフレット等を配布されて、非常に具体的に書いていただいているのですごく分かりやすいのですが、逆に具体的なゆえに少し不安だったのが、年によって、中学生を対象として配布しているとき、小学生を対象としているとき、それから小・中学生を対象としているときと年度によって進め方が違います。これで見ると、平成26年度、平成27年度、平成28年度の中学1年に相当する年代層の方に何らかのアプローチがされているのかどうかというのがちょっと読み取れません。

しかしながら、資料4の9ページの記載を拝見させていただきますと、少なくとも中間報告、平成27年度までの段階で、圏域内の小学6年生に既に配布されていますよね。そういう部分が、多分何らかの形で、どこかの学年で漏れなくアプローチはされているのではないかなと思います。もしそういうケアがされているのであれば、その辺も含めた表現で、最終報告の中に書き込んでおいたほうがよろしいのではないのでしょうか。この場での答えは結構ですけれども、最終的にまとめる段階で、その辺を配慮したほうが良いのではないかという印象を受けました。

【新井企画調整課長】 ありがとうございます。

【上木部会長】 ありがとうございます。まとめるときに、それは留意していただくようお願いいたします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後、いろいろ検討する中で、またご意見を出していただく場が具体的にございますので、そのときに、お気づきの点はぜひよろしくお願ひいたします。

では、先へ進めさせていただきます。次に、この最終評価を踏まえて改定プランを作るわけですが、その策定方針について、事務局からご説明をお願いします。

【新井企画調整課長】 それでは、次の改定プランの策定方針から説明していきたく思います。まず最初に説明したいのが資料6でございます。こちらは、8月に、東京都の各保健所長宛てに本庁からございました通知でございます。文章の中段にあります、「このたび、別添のとおり「地域保健医療推進プラン改定指針」がまとまりましたので、送付いたします。本指針に基づき、協議会において協議の上、プランの改定作業にあられるようお願いいたします」ということで文書が出ておまして、こちらをめぐっていただきますと、地域保健医療推進プランの改定指針がございます。

1の、このプランの趣旨及び位置づけとしましては、「プランは、東京都保健医療計画及び東京都健康推進プラン21などの趣旨を踏まえて、二次保健医療圏域の現状と課題を明らかにして取組目標を設定し、保健所・市町村・医師会等関係機関・団体等が、住民参加を促進しながらそれぞれの役割分担に応じて保健・医療・福祉の連携と協働を図り、圏域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画」となっておりまして、このプランは、「保健所と市町村にとっては保健医療施策推進の目標、保健医療関係機関・団体等に対しては活動の指針、住民に対しては自主的・積極的な活動の方向性を示すもの」となっております。

2の策定単位でございますが、こちらは、最後にありますように、圏域ごとに策定する。

3の計画期間、今までは5年間の計画とされてございましたが、今回の計画期間は平成30年度から平成35年度までの6か年とするとなっております。

策定機関は地域保健医療協議会。

策定期日は平成30年9月までに策定すること。

策定にあたっての留意事項として、名称は、こちらの圏域で言うと東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランとする。プランの構成は、「保健医療計画等を参照し、圏域の特性を踏まえた項目を設定する。原則として指標を設定し、評価基準は可能な限り数値化する」とあります。こちらの文章も今までと若干変わっておりまして、項目と指標を設定することは今までも書かれていたのですが、原則として指標を設定するという事で、指標について若干含みを持たせているということになります。

7番目が進行管理で、協議会において進行管理を行う。そして、中間年の平成32年度に中間評価を行い、平成35年度に最終評価を行うこととなっております。

これまでと同様、課題別地域保健医療推進プランも位置づけられておまして、各保健所は、圏域の重点課題や新たな健康問題に対応するための具体的な行動計画として、別途、

課題別プランを作成するとなっております。

また、プランの共通項目・指標については別紙が次のページにありまして、共通項目として、「多摩・島しょ地域の圏域全体で統一して取り組むべき事項を共通項目として設定する」、指標としましては、「各圏域における地域特性を踏まえた独自の指標を設定する。客観的に評価・検証することができるような基準を設定し、可能な限り数値化する」、そして、「平成32年度に中間評価を実施する」とございます。

3の進行管理としましては、1つ目のマル（○）の中では、独自の指標等に基づき、総合的に評価を行っていくとさせていただきます。

また、次のページは共通項目（暫定版）ということで示されてございます。一番上の「生活習慣病対策等の推進」から一番下の「地域保健医療福祉における人材育成」まで18項目、こちらが共通項目として計画に盛り込まなければならない項目となっております。

また、欄の4段目になりますけれども、歯科保健医療の項目につきましては、10月25日に本庁から事務連絡がございまして、ここの部分に変更がございました。まず、「口腔機能の発達支援」とございますけれども、こちらが「口腔機能の獲得・維持の支援」という項目になっておりまして、「摂食嚥下機能支援」とありますのが、「障害者歯科保健医療の支援」という項目に共通項目が変わってございます。この指針に基づいて、改定作業を進めていくことになります。

次に、資料7でございまして、この圏域のプランの改定方針についてご説明したいと思います。現行プラン、この冊子を見ますと、第1部が総論、第2部が各論となっているわけですが、総論の中の第4章に、改定に当たっての課題、国・東京都の動き、それから改定方針が示されてございまして、この部分、今の考えられる段階の情報で、変更部分について確認をしたいと思っております。現行プランでは、保健医療の課題等のところで、現況分析、最終評価等から、圏域としては次のような課題があるとして7つの課題が示されてございます。こちら、改定プランの中でも同様に、現在の課題を整理して示していかなくてはならないかなと思っております。

そして、2の国・東京都の動きのところでございますが、国や東京都における保健医療関連の動きは次のとおりですということで4項目、前は挙げてございますが、こちらにつきまして、東京都だけでも昨年度あたりから幾つもの計画が改定される時期になってございまして、昨年は東京都地域医療構想が策定されてございますし、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」も策定されてございます。それ

から、現在行われている作業としましては、東京都保健医療計画が改定されますし、がん対策推進計画、感染症予防計画、高齢者保健福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定も予定されてございます。それから、その下にもありますように、地域福祉支援計画や自殺対策計画などの策定も予定されてございますので、これらとの整合も図っていかなくてはならないということになってございます。

次に、推進プランの改定方針についてでございますが、こちらにつきましては、まず前回、「(1) 個別プランの重点化」としまして、本プランでは、保健医療の対策、その全てをプラン化するのではなくて、進むべき方向性を見据えながら、圏域で優先的に取り組むべき対策を中心に取り入れ、取組の重点化を図っています。そして、一番下のマル(○)のところでは、一部内容の充実や統合等を図り、これにより、個別プラン数が50になりましたという説明がございまして、今回のプラン改定においても、保健医療を取り巻く現況を踏まえまして、多摩圏域における共通の課題や圏域で優先的に取り組むべき対策を中心に、取組の更なる重点化を図っていきたくと考えてございます。

裏面に進みまして、「(2) 重点プランの設定」とございまして、重点的に取り組んでいく項目につきましては、引き続き重点プランとして位置づけていきたいということ。

それから、「(3) 保健医療の指標の設定」につきましては、先ほどの本庁の指針に基づきまして、共通項目として取り組む事業について、圏域における地域特性を踏まえた独自の指標を設定する。それから、前回同様、共通項目以外の事業についても、指標の設定を検討していくこととしたいと思っております。

次に、現行プランでは(4)に「動きをつくる健康ほくほくプランの設定」がございまして、こちらにつきましては、右の改定プランで四角囲いされてございますけれども、「住民、関係機関・団体、行政がそれぞれの立場で動きをつくりだし、相互に連携・連動した取組につなげていくことは重要である。こうした考え方は、プラン全体にかかるものであり、次期プランでは、「動きをつくる健康ほくほくプラン」を5項目などのように選定することはしない」ということで、プランを選ばずに、全てにこの考え方を広げていきたいというふうに思っております。

次回以降、具体的取組や指標の検討をしていただくこととなりますが、その取組がどのように市民レベルに影響するのかとか、どうやればそれをはかることができるかなど、工夫が必要なところもございまして、その折々でご意見を賜りたいと思っております。

次に、実施主体別の取組を設定することにつきましては、引き続き実施主体別の取組を

記載する。

コラム・データの掲載につきましても、前回同様、コラムやデータを掲載・紹介するというので考えてございます。

以上、改定の指針と当圏域での改定方針について説明いたしました。

【上木部会長】 ありがとうございます。

方針ということで、これだけではなかなか中が見えないというところはあると思いますが、次の説明も伺ったうえでご質疑をいただきたいと思いますが、今のところで、何かこれだけは聞いておきたいというところはございますでしょうか。大きな変化としては、動きをつくるほくほくプランというものは計画全体に反映させるということで、それをあえて選ぶということはしないというところがあったかと思います。よろしいでしょうか。

では、次へ進めて、3の改定作業の進め方で、その中身の章立てとか個別プランの話がございまして、その説明をお願いいたします。

【新井企画調整課長】 それでは、資料8からご説明していきたいと思います。まず、こちらは、保健医療計画などを踏まえてプランを策定するとされていますが、この保健医療計画が今年度改定作業中ということもございまして、そちらの情報を横にらみしながら作っていくということになります。こちらの資料は、今までの計画が左側にあり、これがどのように変わるのかということをご改定の骨子から抜きまして示したものでございます。タイトルや枠組みが大きく変わっておりますが、次期計画構成の中の第2部「計画の進め方」、第1章に「健康づくりと保健医療体制の充実」とございまして、健康づくり、それから医療までが地続きであるという発想がこの中に取り組みされているということでございます。

新たに追加されたものとしましては、右側に追加と書かれておりますが、生活習慣の改善やフレイル、ロコモティブシンドロームの予防、COPDの予防、それから、今までも記載はありましたが、認知症が項目出しされており、外国人医療などが追加されているということになります。

また、大きく変わっているところとしましては、第2部の第4節、「切れ目のない保健医療体制の推進」とございまして、こちらに病名として、「がん」というふうに書かれてございます。従前は、左側の現行計画にありますように、第2部第1章第3節の1に「がん医療の取組」があり、第2章の第2節、「健康づくりの推進」の1に「がんの予防」とありましたが、次期計画ではこの2つの取組を併せて、「がん」と記載されております。そういう

ように項目分けされているということになります。

また、改定の骨子の中で、高齢者の項目や障害者の項目が第2章に若干薄目に記載されておりますが、こちらは、現在この2つのテーマの施策について計画が改定作業中でありまして、内容はもう少し変わる可能性があるのではないかと考えてございます。

推進プランの考え方の基になる保健医療計画について、このような形で変わるということをお示しさせていただきました。

資料9は、資料8で項目名だけだったものが、どのような内容になるのかということを示したものでございまして、例えば分かりやすく申し上げますと、右側の第2部第3節に「生涯を通じた健康づくりの推進」がございまして、「生活習慣の改善」の中には、「健康的な食生活に関する知識の普及と環境整備」、「身体活動に関する知識の普及と環境整備」、「休養に関する知識の普及」、「生活習慣病のリスクを高める飲酒に関する普及啓発」、「喫煙・受動喫煙の健康影響に関する普及啓発」などの取組が、この中に含まれるということになってございます。資料8で示しました項目をもう少し分かりやすくイメージしやすくするために、資料9はおつけしたものでございます。

お時間がなくなってまいりましたので急ぎ足で説明してまいります。保健医療計画の考え方、それから、先ほどご説明しました都の改定の指針などを踏まえまして、現行プランがどのように変わるのかということで、現段階の案でお示ししているものが資料10になります。オレンジ色の網かけが共通項目、そして、赤字が変更されている内容ということになります。こちら現行プランが左側、右側が改定プラン案でございますけれども、現行プランがどこの中に取組が入っていくかというのが分かるように矢印で示した資料になっております。

先ほども申し上げましたように、例えば、現行プランの中の「生活習慣病予防」の中に「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」、「がん予防に関する取組の推進」とございまして、これらを併せて、「健康づくりの推進」の中の「生活習慣病対策等の推進」という項目に入れられているなど、現行プランが統合されたものなどがありまして、お示した現行の50プランが、右側の改定プラン案としましては33プランにまとめられてございます。

こちらの項目は、やはり先ほどの保健医療計画と同じように、項目だけ並べたものですので、その中にどのような取組が入るのかということが分かりにくいいため、現行プランの取組を中心に、この項目の中に含まれる取組を示した資料が「改定プランの主な記載内容」

でございます。各項目に分類される取組について、イメージしやすいと思いましたので、資料としてつけさせていただきます。

右側にある具体的な取組につきましては次回以降、具体的な検討を詰めていただきたいというところではありますけれども、本日は、項立て、章立てのご承認をいただければと思っております。また、各取組の記載に関するご意見なども本日いただければと思っております。

以上でございます。

【上木部会長】 東京都保健医療計画の構成に準じて圏域のほうも変更したいということで、このような案が提案されておりますが、説明のあった内容について、まずご質問があればお願いいたします。少し分かりにくい面も多いかとは思いますが、いかがでしょうか。

保健と医療と一緒に表現されるということが、1つ分かりやすい内容だと理解してよろしいでしょうか。

【新井企画調整課長】 保健医療計画の項目を見ると、そのような発想でまとめられているので、こちらの圏域のプランもそれに合わせていきたいと思っております。工夫は必要ですが、そのように考えてございます。

【上木部会長】 保健と医療の両方を1つの項目に含めるため、その中身は多くなるわけですが、トータルでは今まで取り上げられていた項目は消えるわけではない、ということではよろしいですか。

【新井企画調整課長】 この項目の記載はしないというのを決めているわけではございません。資料10の現行プランの欄外に、青字で削除というふうに示されている項目がございますが、例えば「高齢者虐待防止の推進」などがございますけれども、これも、項立てとして項に起こすことはいたしません。高齢者の施策の中では触れていくような形で記載を考えてございます。

【上木部会長】 今まで記載されていた項目が別に消えるわけでは原則ないということで、大枠の構成の仕方が大きく変わるというように理解してよろしいようですが、何かご質問またはご意見はいかがでしょうか。どうぞ。

【奥澤委員】 今後の作業の方法として、例えば今回、統合されている項目が幾つかあります。その中で、統合されたもとの現行のプランでは、1つは重点プランですが、1つは重点プランではないという項目があります。改定して統合されると、仮に同じようなス

タンスで指定していった場合、全体が重点プランとなり進行管理していくという形になってしまうのか。その中の一部分だけを取り立てて重点プランとして扱っていくというような方法もあるのか。その辺をどのように扱うのかというのが1点。

それから、全く違う話ですが、先ほどのご説明ですと、資料10の改定プランのほうの表頭にあります「重点」の隣の「動き」という欄がなくなるという理解でよろしいのかという、その2点をお聞きしたい。

【新井企画調整課長】 まず1点目の重点プランの設定につきましては、今後の議論の中で詰めていただければと思っておりますので、今、事務局のほうで、例えば現行の項目を引き継いでいくとか、具体的な案はございません。この部会の中で選んでいただければと思っております。

また、動きをつくるほくほくプランにつきましては項目を落としまして、全体のプランに反映するというような表現をどこかで書いていくということになると思っております。

【上木部会長】 最初のご質問の、今まで重点プランだった項目が、新しいプランの大きな項目の中の1つとして入ったときに、その場合、重点プランというのとはどのような表記をすることになるのかというようなことだと思います。

【新井企画調整課長】 50項目から33項目に減らしているもので、実はそういうものが中にあるのですけれども、その33項目をベースとしては考えておりますが、その中の細かいものが、もし重点プランとして取り上げるべきかどうかというようなことも含めて、今後議論いただければと思います。基本的には33項目の中から重点プランを設定するというのを今の段階では想定しておりますが、違う考え方もあり得るかもしれませんので、それについてはご意見をいただきたいと思っております。

【奥澤委員】 作業の中で具体化していくということですね。

【上木部会長】 他にはよろしいでしょうか。

では、今後のスケジュールのほうへ移りたいと思います。説明をお願いします。

【新井企画調整課長】 それでは資料11をご覧ください。これからのスケジュールについてご説明したいと思います。本日の第1回改定作業部会において、現行プランの最終評価をご説明させていただき、改定プランの方針、章立てについてご議論、ご検討をさせていただきましたが、それ以外にもいろいろご意見はあるかと思っておりますので、本日、ファクス用紙を用意しております。こちらのファクス用紙を使いまして、皆様からご意見を賜ろうと思っております。締め切りは11月15日までとなりますが、こちらの用紙にご

記入いただきまして、ファクスあるいはメールでお返事をいただきたいと思います。

事前にお配りした資料に含まれているファクス用紙は両面刷りでしたが、今回ご用意したこちらの用紙をお使いいただければと思います。また、メールの場合であれば、こちらにあります項目が満たされておりましたら、メールのべた打ちでも構いません。

意見照会終了後、最終評価の案について、章立て・現行プランの案について、重点プランの指標について意見をまとめさせていただきまして、12月中旬に資料を皆様にお送りさせていただきます。それをまた、章立て・個別プランの項目の修正案や個別プラン概要シートというものを作成し、皆様にお送りしたいと思っております。

そのような作業を進めまして、後ほどご説明いたします、個別プラン概要シートを完成させまして、平成30年1月下旬に第2回改定作業部会を開催し、重点プランの設定、指標の設定、改定プランの素案についてご議論いただきます。それを踏まえまして、2月に第3回改定作業部会において案作りを行い、3月下旬に3部会合同部会を開催し、協議会に提案する案をお作りいただき、来年度の7月に地域保健医療協議会を開催して、そこでご承認いただくようなスケジュールを考えてございます。

資料12が、先ほど申しあげました個別プラン概要シートの案でございます。裏面に記入例を示してございますが、いただいたご意見などをこのシートの中に落とし込んでいきまして、各プラン、全プランについて、このシートを起こしていくということを考えてございます。また今後、皆様のご意見により推敲していきまして、各プランの内容を高めていきたいと思っております。何分これは皆様のご意見によりでき上がっていくものでございますので、より多くのご意見をいただければと期待しているところでございます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

【上木部会長】 ありがとうございます。

次期プランの改定について、今後の計画を立てる際のご意見をいただきたいということです。今回、最終評価にあたっては、初めて各関係団体のご意見もいただきました。それが大変良かったと思いますし、また、その各関係団体の皆様のお考えを、今後こんなことができるのではないか、もっとこうしてほしい、または、自分以外のことでも、こういうふうにあったら良いのではないかとというような、何でも結構ですので、ぜひご意見を出していただければと思います。今、新井課長からもお話がありましたように、皆様が今後できる内容、それを計画に盛り込んでいくということで、ぜひよろしく願いしたいと思

ます。

先にお願ひばかりを申し上げましたが、今の件について何かご質問、ご意見などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

【奥澤委員】 今後のスケジュールですが、3部会合同部会が3月下旬にございます。実質的には、ここで具体的な、最終的なものができ上がり、あとは協議会にかけるといふような形になるのでしょうか。

【新井企画調整課長】 協議会にかけるといふ案を、この3部会合同部会でご承認いただければと思います。

【奥澤委員】 その最後の会議が、この3部会合同部会ということでしょうか。

【新井企画調整課長】 はい。

【奥澤委員】 そうすると、東京都の各種の計画の中には平成30年の3月に改定予定という計画が幾つかありますが、この辺はあんまり影響は出てこないという見通しでよろしいでしょうか。

【新井企画調整課長】 今の保健医療計画も進行しているところを、横にらみで骨子を作っております。骨組みとして変わらないようなところ、要素を選んで盛り込んでいきたいと思っておりますので、それでも1月ぐらいに骨子ができる予定になっておりますので、ぎりぎりの作業になってしまいますが、情報をとりながら進めたいと思っております。

【奥澤委員】 計画が確定するのは3月末だけど、それ以前に、そういう情報は事務局のほうで得られて、それを盛り込みながら進めていくという理解でよろしいですね。

【新井企画調整課長】 そのように考えてございます。

【奥澤委員】 分かりました。

【上木部会長】 それでは、改定プランの中身、そして項目案、項目レベル、それとスケジュールについてはよろしいでしょうか。

また、ファクスによる意見照会のことは先ほどの説明でよろしいですか。

【新井企画調整課長】 はい。よろしく申し上げます。

【上木部会長】 分かりました。

今日予定した議事は以上でございますので、ぜひ皆様の積極的なご意見をお願いしたいと思います。それが、この圏域のプランを本当の動きをつくるプランというものに作り上げていくことにつながると思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【新井企画調整課長】 皆様、長時間にわたりましてのご討議、どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見、それから、ファクスあるいはメールでこれからいただけます諸般のご意見を反映しまして、第2回改定作業部会に臨みたいと思っております。第2回、第3回の改定作業部会の開催日程につきましては別途調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして平成29年度の第1回目の地域保健医療推進プラン改定作業部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

閉会：午後2時44分